

# 規制改革に関する第3次答申

～多様で活力ある日本へ～

平成27年6月16日

規制改革会議

## イ 着地型観光を促進するための旅行業の見直し

### a 第三種旅行業者の範囲の拡大【平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置】

交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求める着地型旅行も隣接する都道府県にまで広がることもあるなか、第三種旅行業者の提供できる募集型企画旅行の範囲は隣接市町村等までに限定されており、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行商品の造成の機会が阻害されているとの指摘がある。

したがって、第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲(拠点区域)について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

### b 地域限定旅行業等の登録の容易化【平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置】

着地型観光の普及を進めていくためには、旅行商品の造成を促進するとともに、販売経路を拡大することも重要であり、意欲のあるホテル・旅館などの宿泊施設が着地型観光商品を容易に取扱うことができるようにすべきとの指摘がある。

したがって、ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

### c 旅行業務取扱管理者試験の見直し【平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置】

旅行業の登録を受けるには、旅行業務取扱管理者試験に合格した旅行業務取扱管理者を選任する必要がある。旅行業務取扱管理者試験では、全国の地理の知識が問われているが、限定された地域のみを扱う地域限定旅行業の場合には、全国の地理の知識を問う必要性はないとの指摘がある。

したがって、着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

## ウ 建設業許可基準の見直し

### a 経營業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し【平成27年度措置】

昨今、コーポレートガバナンスの強化の観点から、社外取締役を選任する企業は増加傾向にあり、また、業務執行と管理監督機能の分離といった観点から具体的な業務執行を担う人材はあえて取締役とせず、いわゆる執行役員とすることが適切と考える企業もある。こうした流れを踏まえれば、今後、建設業許可の取得又は更新にあたり、当該建設業(許可対象業種)に関して5年以上の経営経験を有する取締

役を選任することはますます困難になり、企業の人事ローテーション、新規参入、事業承継や企業再編等、業務執行と管理監督の分離などの面での弊害が大きくなるとの指摘がある。

したがって、建設業許可基準において経營業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者（一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定）も含めることとする。

**b 経營業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】**

常勤の役員の 1 人が、許可対象業種の建設業に関して 5 年以上の経営経験を有する者と同等の能力を有する者であれば建設業の許可を受けられるが、「同等の能力を有する者」として認められるのは、許可対象業種の建設業に関する経營業務補佐経験（7 年以上）を有する者や、許可対象業種以外の建設業に関する経営経験（7 年以上）を有する者などであり、いずれも年数が長く、企業等が役員を選任する際の支障となっているケースがある。

したがって、5 年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。

**c 経營業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化【平成 27 年度措置】**

許可対象業種の建設業に関して 5 年以上の経営経験を有する者と同等の能力を有する者が常勤役員に 1 人いれば建設業の許可を受けられ、当該「同等の能力を有する者」であることを証明するために必要とされる書類が多く、証明が困難な場合があるとの指摘がある。

したがって、常勤の役員の 1 人が、許可対象業種の建設業に関し 5 年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等を見直しを行う。

**d 建設業の許可基準の在り方の見直し【平成 27 年度検討開始】**

建設業の特殊性を鑑み、適正な施工確保や発注者の保護等を図るため、建設業許可の要件として、常勤の役員の 1 人に外形的に経營業務の経験年数を課していることについては、必ずしもそれ自体の論理的整合性が十分に示されたわけではなく、また、企業統治における最適な人員配置を妨げているケースがあるなどの指摘もある。

したがって、建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。

## エ 建設業に係る技術者専任要件の見直し

### a 現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し【平成27年度検討・結論・措置】

建設業法においては、公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事1件の請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの（主任技術者あるいは監理技術者）を設置しなければならないとされている。当該金額要件は、平成6年の改正以降、見直されていないが、機器・設備の高仕様化等も含めて、実質的な工事費の水準は上がっており、建設業者の負担になっている、との指摘がある。また、金額要件が税込金額とされていることから、増税の都度、請負金額から消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることとなっており、事実上、技術者設置に係る規制は強化されている。

したがって、建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る。

### b 適正かつ効率的な技術者の確保、配置のための制度・運用の見直し【平成27年度検討・結論・措置】

公共性のある工作物に関する重要な工事においては、請負金額により技術者の専任が求められ、基本的に一連の工期を通じて1人の技術者が1つの現場に拘束されるため、技術者の確保やより適切な現場への配置がままならず、事業者が受注を断念するケースが生じている実態がある。

したがって、技術者の専任が負担となり、建設工事の適正かつ円滑な受発注に支障を来しているケースについて、事業者等の意見も聞きながら、運用面も含めた制度上の課題を整理した上で、適正な施工が確保されることを前提に、事業者が個々の技術者の適正（専門性、経験など）や現場の状況等に応じて、より効率的に技術者の確保、配置ができるよう、「監理技術者制度運用マニュアル」等の見直しを行い、周知・徹底する。

## オ 都市再開発における手続の合理化

### a 都市計画決定及び市街地再開発組合の設立認可に係る手続の合理化【①については平成27年度上期措置、②については平成27年度措置（以降、定期的に措置）】

都市再開発に係る都市計画の決定に当たり、地権者等の同意は要件とされていないことについて、国土交通省より過去3度に渡り通知を発出し、周知・徹底されてきたが、事業の現場においては、依然として地方公共団体より地権者の同意を求められる実態がある。さらに、都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにもかかわらず、その後の市街地再開発組合の設立認可申請においても事業計画の縦覧を行う必要があるなど、それぞれの手続の目的は異なるものの、実質的な内容の重複が発生し、工事着手までに多くの時間を要することで関係権利者の財産権等への影響が出ているとの指摘がある。

したがって、

①市街地再開発事業の都市計画決定に当たっては、法律上、地権者等の同意は要

## 第42回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年2月24日（火）15:00～16:50
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
  - （専門委員）島田陽一
  - （政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官
  - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、三浦参事官、大熊参事官
  - （関係団体）一般社団法人日本経済団体連合会
  - （国土交通省）大臣官房 吉田建設流通政策審議官  
土地・建設産業局 北村建設業課長  
住宅局 杉藤審議官、香山市街地建築課長
  - （法務省）民事局 中辻参事官
4. 議題：
  - （開会）
    1. 地域活性化に寄与する規制改革について
    2. 多様な働き方を実現する規制改革について
    3. 老朽化マンションの建て替え等の促進について
    4. 規制改革ホットラインについて
    5. 規制レビューについて
  - （閉会）
5. 議事概要：

○岡議長 定刻になりましたので、第42回規制改革会議を開会いたします。

本日は浦野委員、大崎委員、金丸委員、佐々木委員、佐久間委員、長谷川委員が御欠席であります。

また、有村大臣は公務の関係で少し遅れて参加をされることになっております。

それでは、報道関係の方は誠に申し訳ございませんが、ここで御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

（一般社団法人日本経済団体連合会、国土交通省議題1関係者入室）

○岡議長 それでは、議題1の「地域活性化に寄与する規制改革」に入ります。

本日は、建設業許可基準の見直しにつきまして、日本経団連と国土交通省より説明をいただき、その後、意見交換をしたいと思います。

それでは、最初に日本経団連よりお願いいたします。

○経団連 経団連産業政策本部の三ツ石でございます。

岡議長始め、規制改革会議の皆様には本日このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、国交省の皆様には、本件につきましてお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日、検討課題に取り上げていただきました建設業法の役員要件の見直しにつきまして、御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。めくっていただきまして、今回の私どもの要望の主なポイントは2点でございます。

一つは、「建設業許可の経営経験要件『5年以上』の緩和」。2つ目は、「『役員』に一定の要件を満たした執行役員を追加」でございます。

これはどういうことかと申しますと、建設業にはお手元の資料の2枚目の下にございますように、多様な業種、工事の種類があるわけですが、資料の3枚目にございますように、法人が建設業を行うための許可を受けるためには、その法人の役員のうち常勤である者の1人が許可を受けようとする建設業に関し、基本5年以上、経營業務の管理責任者としての経験を有する必要があるということが、建設業法第7条に定められております。このため、これまで建設業に経験のない、例えば、電機メーカーが電気通信工事に参入するためには、まず別の会社で電気通信工事での5年以上の経営経験を積んだか、国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有すると認定した人材を確保し、取締役等の役員に選任する必要があります。現在、法律に根拠のない執行役員とするのみでは、許可を受けることはできません。

また、既存の建設業者におきましても、経営経験年数の要件を満たした役員が退任した場合には、建設業の許可を取り消されますので、事業承継や企業再編等の局面でも、突然の許可取消しとならないためにも、役員の実験年数の要件については十分な配慮が必要とされております。

こうした役員の実験年数の要件につきましては、他の業法と比較しても非常に重たいものとなっております。この理由につきまして、建設業法の逐条解説では、建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有している。すなわち、建設業は一品ごとの注文生産であり、1つの工事の受注ごとに、この工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わねばならず、また、工事の目的物の完成までその内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要である。したがって、適正な建設業の経営を行うことを期待するためには、建設業の経營業務についての経験を少なくとも5年以上有する者が最低1人はいることが必要であるとされております。しかし、建設業にも様々な業種があり、工事に要する期間も様々なものが想定され

ている中で、建設業の全ての工事の種類で5年の経営経験が必要なのかについては、疑問とするところでございます。

お手元の資料の4枚目に要望理由として書かせていただきましたとおり、昨今、コーポレートガバナンスの強化等の観点から、企業においては取締役の総数が減少する傾向にある一方、社外取締役を選任する企業は増加傾向にございます。また、報道によりますと、東京証券取引所が上場企業に対し、独立性が高い社外取締役を2名以上選任するよう促す上場規則案をまとめたといった話もございます。

これは企業にもよりますが、業務執行と管理監督機能の分離といった観点から、具体的な業務執行を担う人材はあえて取締役とせず、執行役員とすることが適切と考える企業もございます。こうした状況に鑑みますと、5年もの経営経験年数を確保し、取締役に選任することは、今後、ますます困難になることが予想され、結果として、発注者保護という法目的よりも、企業の人事ローテーションの阻害、新規参入の障壁、建設業における会社の業務執行と管理監督の分離の障害といった弊害の方が、今後、ますます大きくなるのではないかと考えられます。是非、これを機会に、政府においても役員要件の見直しを進めていただきたいと考える次第です。

資料の最後には、御参考といたしまして、私どもの要望に対する所管省庁の回答を掲載させていただきましたが、若干誤解もあるのではないかと思います。私どもが、今回、経営経験年数そのものの廃止を求めているわけではなく、また、経営経験年数のカウントでは、現在でも取締役でない執行役員としての経験も、一定の要件の下で既に認めていただいているところでございます。是非、国交省におかれましても前向きな御検討をいただければ幸いです。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から説明をお願いいたします。

○国土交通省（吉田審議官） 国土交通省の建設業担当の審議官の吉田でございます。日頃、大変お世話になってございます。

早速でございますが、資料1-2に基づきまして、建設業の許可基準につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきます。建設業法の概要でございます。昭和24年に公布されてございます。請負契約に基づきます建設工事の適正な施行を確保して発注者を保護する。また、建設業の健全な発達を促進するといった目的で制定されております。

昭和46年の法改正で、従来の登録制度から現行の許可制度へ移行してございます。そこにごございますように、許可要件として、経営能力、技術力、誠実性、財産的基礎の4つを設けてございます。28業種ごとの許可、また、営業範囲に応じまして大臣許可、知事許可の区分となっております。

もう一枚おめくりいただきます。3ページでございます。建設業の現状でございます。許